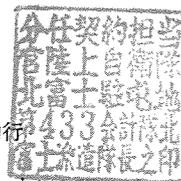


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北富士駐屯地
第433会計隊北富士派遣隊長 染谷 和行



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
2P9S10200250	2PZ11A20060 0001		34
品名 または 件名			
駐屯地非常用発電機保守点検役務			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
北富士駐業		北富士駐業	
搬入場所		納 期 または 工 期	
北富士駐業		令和5年3月31日 (金)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

第433会計隊北富士派遣隊 事務室
 東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和4年10月13日(木)13時10分 第433会計隊北富士派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、期日までに到着しなかった入札

(4) 契約書の作成

契約金額 50万円以上は請書、150万円を超えるものについては契約書作成

(5) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(6) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、書留等により10月12日（水）17時00分担当者必着とする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をすること。
- エ 入札に参加する場合は、10月11日（火）12時00分までに市場価格調査書を提出されたい。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)又は会計隊事務室で公開)を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、初度応札者に別途連絡する。

(7) 入札に関する問い合わせ先

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093
陸上自衛隊北富士駐屯地 第433会計隊北富士派遣隊 契約班
担当：神田 電話：0555-84-3135 内線348 FAX448



仕様書番号： 34
 作成年月日： 令和4年9月15日

駐屯地非常用発電機保守点検役務

業務隊長	管理科長	企画係長	施設管理	工本管	監督・作成者
務	務	務	務	務	務
営繕班長	電気係長	駐屯地非常用発電機保守点検役務	表紙	縮尺	1/8
務	務				
役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務				1/8
種別	表紙				縮尺
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊					

仕様書

- 1 件名 駐屯地非常用発電機保守点検役務
- 2 役務場所 山梨県南都留郡忍野村忍草3093 陸上自衛隊北富士駐屯地内
- 3 役務概要 非常用発電機保守点検 1式
- 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係法規・メーカー標準仕様を準拠する。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
建築保全業務共通仕様書及び同解説（現行版）
- (2) 役務に関する共通事項については、下表のとおりとする。

項目	内容
1 協議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は、行わないものとする。
3 復旧・補償	役務実施の際、隊員及び外部者等に障害等を与えた場合又は、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償をすること。
4 使用材料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、JIS規格品の適用品を使用すること。また、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
5 現場管理	請負業者は現場代理人を指名し、関係法令に基づき現場管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には表示等の処理を行う。
6 立入	役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
7 役務写真	役務写真は、役務の作業前、完成及び作業後隠蔽となる箇所、主要な作業段階の実施状況、使用材料、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービスマニュアルに整理し、1部を提出すること。
8 書類手続等	契約後、速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出して監督官の承認を受けること。また、その他の役務に必要な申請及び提出書類は、官側の示す規格様式で作成し提出する。
9 秘密厳守	役務実施によって知り得た内容・情報に関して、監督官の許可無く漏洩しないこと。
10 発生材	金属類発生材は、関係書類提出後、監督官の指示する場所に集積するものとし、その他の廃棄物については、すべて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理すること。 なお、処理完了後、結果を書面（マニフェスト(写)等）にて提出する。
11 後片付け・清掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
12 電気・水の使用	役務に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りではない。
13 保証	役務完了後、1年間を保証期間とし、その間に発生した不具合については請負業者の責任により速やかに対応すること。

5 特記事項

- (1) 本役務は、自家発電設備全般及び点検を実施する非常用発電機に対して、技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (2) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、非常用発電機の運転に必要な事項及び、技術上又はは役務の完了に必要な事項となるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。
- (3) 仕様書にある項目以外でメーカー仕様項目が必要な場合は、それに準じて作業を実施する。
- (4) 本役務を実施する非常用発電機等については表1のとおりとする。

表1

場所	項目	能力	数量	備考
10号建物 (発電機室)	非常用発電機 交流発電機仕様	製造メーカー (1) 型式 E-AF 開放保護回転界磁突極形 (2) 出力 500KVA (3) 相数 3相 (4) 極数 4 (5) 力率 80% (6) 周波数 50Hz (7) 電圧 6,600V (8) 電流 43.7A (9) 耐熱/瓦斯 155(F) (10) 励磁方式 自動アラック方式	1台	
	ディーゼルエンジン 仕様	(1) 形式：タス TAS1641GE (2) 名称：特付水冷直列直接噴射式 (3) シリンダー数 6 (4) 内径×行程 144×165mm (5) 総排気量 16.12L (6) 出力 430KW (7) 回転速度 1,500 min ⁻¹ (8) 過給方式 過給機空冷冷却機付 (9) 始動電動機 DC 24V 7KW (10) 冷却水量 60L (11) 潤滑油量 48L (12) 使用燃料 軽油(燃料缶別置形)		
	その他仕様	(1) 発電機盤 自立型 (2) 蓄電池 別置形(キューブ) (3) 塗装色 共通台床 エンジンホール エンジンホール 発電機 ホール (4) 始動時間 40秒以内 (5) 騒音条件 消音器出口 1mにて85dB以下 (6) 防振 共通架台に防振ゴム取付 (7) 連続運転 168時間連続運転仕様 (8) 運転条件 非常用 (9) エネルギー送風量 600/738m ³ (50/60Hz) (10) 総質量 約4,400kg		

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号	2/8
種別	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

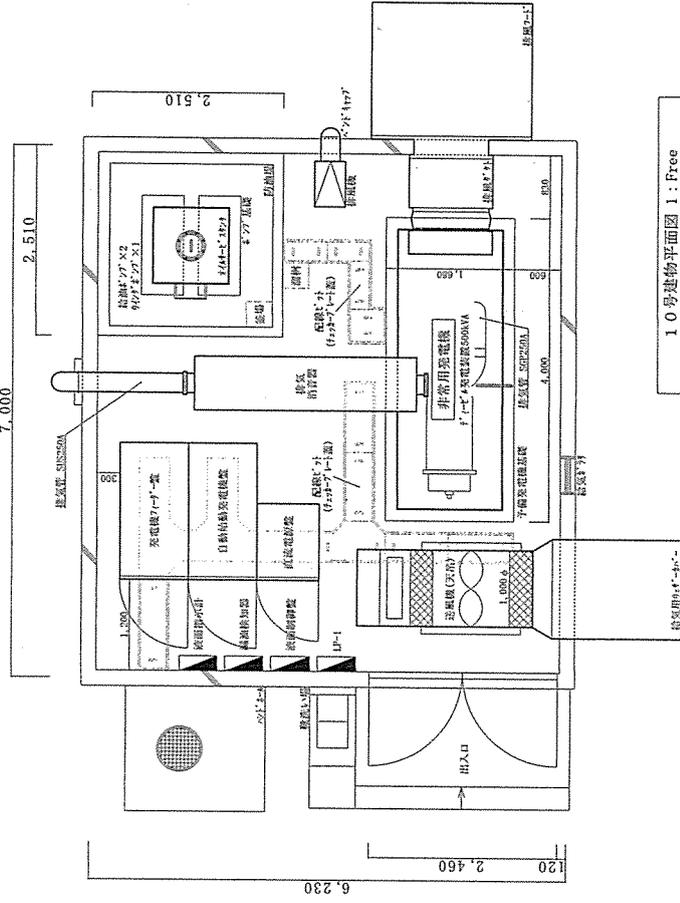
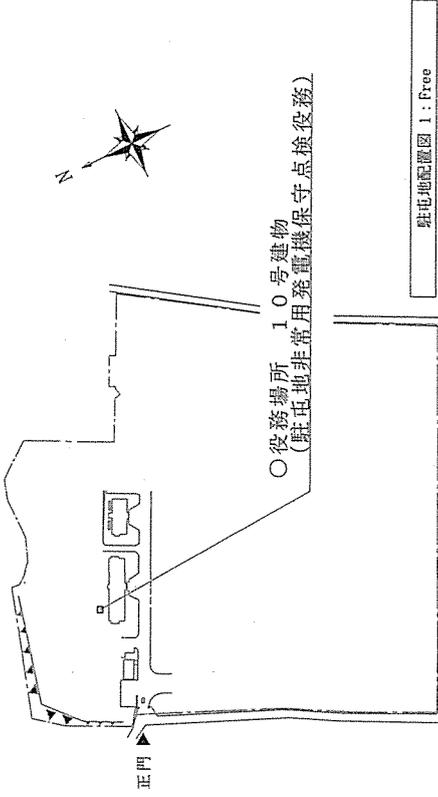
(5) 非常用発電機の点検要領は「点検要領表」(別紙)による他、「建築保全業務共通仕様書(自家発電装置(3.4.1.1))」を準拠する。

なお、本点検により実施する点検内容は、「6ヶ月」「1年」の周期のものとする。
 (6) 下記の点検作業に必要な消耗品については、既設同等品以上とし、全て請負業者において準備する。

- ア 補充用潤滑油 (15W-40 65L分)
- イ オイルフィルター(ロングライフ) 2個 バイパス 1個)
- ウ 燃料フィルター (20998367 1個 22480372 1個)
- エ (必要の都度) 自動始動発電機盤等の各種表示ランプ
- オ (必要の都度) 各種ビス類、ヒューズ類、パッキン類の消耗品
- カ (必要の都度) 蓄電池の補給用蒸留水
- キ (必要の都度) 軸受補給用グリス等
- ク 清掃用洗剤、ウエス類
- ケ 保守点検に必要な工具、測定器類

(7) 保守点検の際、異常・劣化及び損傷箇所等を発見した場合については原因、必要な措置、方法、費用等を業務報告書に記載し、監督官に速やかに提出する。

(8) 本作業は、契約締結後、速やかに準備を実施し、履行期限内に全ての作業を完了させる。
 (9) 作業終了後、点検結果を国土交通省官営繕部監修「建築保全業務報告書の手引き」の各報告書、または、本点検要領を全て確認できる様式(随意)を作成し、履行期限までに監督官へ提出する。



役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号	3/8
種別	仕様書	駐屯地配置図	10号建物平面図
		縮尺	図示

陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊

点検項目	点検内容	周期
(3.3.5 「計器用変圧器 ・変流器」)	<p>点検する。</p> <p>(1) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。</p> <p>(2) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(3) 遮断器の開閉指示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。</p> <p>(4) 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。</p> <p>(5) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(6) 開閉特性試験を行う。次の測定又は試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉時間 ・最低動作時間 ・引渡し自由動作 ・インタロック試験 <p>(7) 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動輪部及び機構部の劣化グリスを除去し、適量のグリスを注油する。</p> <p>(8) 真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。</p> <p>(9) 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。</p> <p>(10) 各機構部のギャップ及び接点ワイヤ長を測定し、良否を点検する。</p>	<p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>6 Y</p> <p>6 Y</p> <p>6 Y</p> <p>1 Y</p>
(3.3.7 「高圧負荷開閉器」)	<p>(3) 計器用変圧器・変流器は、下記の当該事項による。</p> <p>(7) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(4) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p> <p>(5) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(6) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(7) 電線直通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。</p> <p>(8) 電流ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>(9) 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(10) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>	<p>1 Y</p>
(3.3.11 「指示計器 ・保護継電器」)	<p>(5) 指示計器・保護継電器は、下記の当該事項による。</p> <p>(7) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(4) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p> <p>(5) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(6) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(7) 各指示電器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。</p> <p>(8) 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。</p> <p>(9) シーンケンス試験 (インタロック試験及び保護連動試験) を行う。</p> <p>(10) 保護継電器の動作試験を行う。</p>	<p>1 Y</p>

点検項目	点検内容	周期
(3.3.12 「低圧開閉器類」)	<p>(6) 低圧開閉器類は、下記の当該事項による。</p> <p>(7) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(4) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p> <p>(5) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(6) 開閉器の開閉動作及び逆閉動作の良否を確認する。</p> <p>(7) 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。</p>	<p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>6 M</p>
c. 制御回路部	<p>(1) 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取り付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>(2) 補機盤は、次にによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機用電源スイッチ (始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置・燃料移送ポンプ等) の操作及び取り付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができていることを確認する。 	<p>6 M</p> <p>6 M</p>
6. 補機付属装置類 a. 蓄電池装置 (3.5.3 「蓄電池」) (外觀等の状況)	<p>(1) 蓄電池は下記の当該事項による。</p> <p>(7) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>(4) 全セルについて電圧、ふた、各種柱体、パッキン等に変形、損傷、さび及び漏液の有無を点検する。また、据置鉛蓄電池 (制御弁式) は、蓄電池の交換時期を確認する。</p> <p>(5) 全セルについて、電解液量を点検する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。</p> <p>(6) 架台及び外箱に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>(7) 蓄電池の振動防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。</p> <p>(8) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、燃損及びび腐食の有無を点検する。</p>	<p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p>
(機能)	<p>(4) 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(5) 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置鉛蓄電池は全セル (据置鉛蓄電池 (制御弁式) 及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。) について行う。 ・アルカリ蓄電池はバイロセルのみについて行う。 <p>(6) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電を実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。</p>	<p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p>
b. 燃料槽	<p>(2) 始動回転試験を行い、消防法で定める駆動ができていることを確認する。</p> <p>(1) 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、合わせて油面系の動作の良</p>	<p>6 M</p> <p>6 M</p>

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検業務	図面番号	5/8
種別	点検要領表① (非常用発電機)	縮尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

点検項目	点検内容	周期
11. 予備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部） ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。 ③ 運転中に油濡れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。 ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。 ⑤ 駆動境界線において騒音測定を行う。 ⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受けの温度を測定する。 ⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。 ① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具及び取扱説明書が備えていることを確認する。 	<p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>1 Y</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p> <p>6 M</p>

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号	7 / 8
種別	点検要領表①（非常用発電機）	箱尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

点検要領表②（非常用発電機）

1 非常用発電機の自主点検項目及び点検内容は、表2による。
 2 点検周期は、次による。
 「6ヶ月点検」「1年点検」

区分・点検部	点検作業項目	備考
自家発電装置	設置状況	(1) 周囲の状況点検(可燃物の放置等) (2) 専用室、キュービクル破損等点検 (3) 水の浸透、漏れ等の有無点検 (4) 換気設備等の有無点検 (5) 標識、表示等の適正点検 (6) アンカーボルト等の防振装置適正点検 (7) 予備品及び回路図等の備付状況点検 (8) 燃料油及び潤滑油の漏油の有無点検 (9) 冷却水量及び漏水の有無点検
	発電機	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 巻線部及び導電部の目視点検
	操作盤	(1) 各制御機器の機能点検 (2) 操作スイッチ・ブレイカー類の破損点検 (3) 各電源表示灯の点灯状況点検 (4) 各リレー・ヒューズ類の機能点検 (5) 各端子等の増し締め点検
	主遮断機	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 緊急時のトリップ及び遮断点検
	計器類	外観上での損傷等、指示値の適正点検
	配線	外観上での変形及び損傷等の有無点検
	結線接続	各端子での変形及び損傷、位置適正点検
	接地	接続部の変形及び損傷等の有無点検
	絶縁	各部絶縁抵抗値測定
	保護継電器	外観上での損傷等、指示値の適正点検
潤滑油系統	潤滑油	(1) 油量及びオイルフルフィルターの点検、交換 (2) 経年劣化及び汚損状態点検
	潤滑油コンシ器	外観上での変形及び漏油等の有無点検
	潤滑油冷却器	外観上での変形及び漏油等の有無点検
	潤滑油配管	外観上での変形及び漏油等の有無点検
燃料油系統	燃料油	(1) 使用燃料油(軽油)の適正点検 (2) 油量及びオイルフルフィルターの点検、オイルフルフィルターの交換 (3) 経年劣化及び汚損状態点検
	燃料タンク	(1) 周囲の状況点検(可燃物の放置等) (2) 外観上での変形及び漏油等の有無点検 (3) 標識、表示等の適正点検 (4) ドレン抜き
	燃料油コンシ器	外観上での変形及び漏油等の有無点検
	燃料噴射ポンプ	(1) 外観上での変形及び漏油等の有無点検 (2) 動作確認点検
燃料油配管	外観上での変形及び漏油等の有無点検	

区分・点検部	点検作業項目	備考
冷却水系統	冷却水タンク	(1) 使用冷却水の適正点検 (2) 水量点検、交換 (3) 凍結温度測定 (4) 経年劣化及び汚損状態点検
	ラジエター	(1) 外観上での変形及び漏水等の有無点検 (2) 内部コア等の発錆状況点検 (3) 冷却ファン等の起動確認点検
	サーモスタット	クーリングの変形及び漏水等の有無点検
	冷却水ポンプ	外観上での変形及び漏油等の有無点検
電気系統	Vベルト	外観上での変形及び漏油等の有無点検
	冷却水配管	(1) 外観上での変形及び漏み等の有無点検 (2) ゴムホース類の劣化及び亀裂等有無点検
	エアフィルター	経年劣化及び汚損状態点検
	過給機	外観上での変形及び漏油等の有無点検
排気系統	消音機	(1) 外観上での変形及び漏煙等の有無点検 (2) ドレン抜き
	排気管・煙道	(1) 外観上での変形及び漏煙等の有無点検 (2) 排気部の周囲の状況点検
	蓄電池充電装置	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 充電電圧、電流測定
	蓄電池	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 各セル電圧、比重、温度、内部抵抗測定 (3) 各セル端子部の増し締め点検
始動補助装置	セルモーター	外観上での変形及び損傷等の有無点検
	冷却水ヒーター	外観上での変形及び損傷等の有無点検
	プライミング	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 動作確認点検
	無負荷運転	(1) シーケンス等の適正点検 (2) 各計器指示値の適正・測定点検 (3) 換気装置の運動動作点検
その他	振動計測	(1) 振動計測 (2) 故障計測時期点検 (3) 燃料噴射時期点検 (4) 各種バルブの開閉状況

市場価格調査票依頼書

業者各位

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、価格調査にご協力をお願い致します。

本紙にご記入の上、

10月11日(火)

12時までにFAXにて

ご返信頂きますようお願い申し上げます。

(回答要領)

- ① t保守点検等にかかる諸経費込みの一式金額をご記入下さい
(細部内訳が分かる見積書等がありましたら
随意の様式で結構ですので提出をお願いします。)

- ② その他必要な項目がありました場合は、空欄又は余白にご記入下さい。

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草3093

陸上自衛隊北富士駐屯地

第433会計隊北富士派遣隊 契約班

神田

TEL: 0555-84-3135

内線 348

FAX: 0555-84-3135(内448)

市場価格調査票(回答)

↓該当に○印をお願い致します。

全省庁統一参加資格(物品の販売 近畿地域) : 保有・無

(住所・会社名・代表者名)(捺印不要です)

10月13日13:10 入札

駐屯地非常用発電機保守点検役
務

参加予定 : 参加 (郵便・置き札

・会場直接参加) ・不参加

(ご担当者:

(ご連絡先:

決定方法:総額決定

履行期限(納期): 令和5年3月31日

履行場所(納地): 北富士駐業

品名	規格	単位	数量	単価	金額
駐屯地非常用発電機保守点検役務	仕様書のとおり	セット	1		

調達要求番号:2PZ11A20060

実施計画番号:2P9S1200250

担当:神田

入 札 書
~~見 積 書~~

金額¥ (税込)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
駐屯地非常用発電機保守点 検役務	仕様書のとおり	セット	1		
納 入 場 所	北富士駐業		納 期	令和5年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条
項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」
に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北富士駐屯地
第433会計隊北富士派遣隊長 染谷 和行 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
代 表 者 連 絡 先

担 当 者 名
連 絡 先